

家庭福祉相談（予約制）

養育費、面会交流、相続などの問題について、法律等の専門知識を持つ家庭相談員が相談を受けます。相談時間は1コマ50分です。まずはお問い合わせください。

相談日 火・金

相談時間

火	金
	10:00～
	11:00～
13:15～	13:15～
14:15～	14:15～
15:15～	15:15～
16:15～	16:15～

予約電話

港区子ども家庭相談ダイヤル
03-5962-7215

予約受付

月～金 8:30～18:00
土 8:30～17:00
※ 祝日は除く

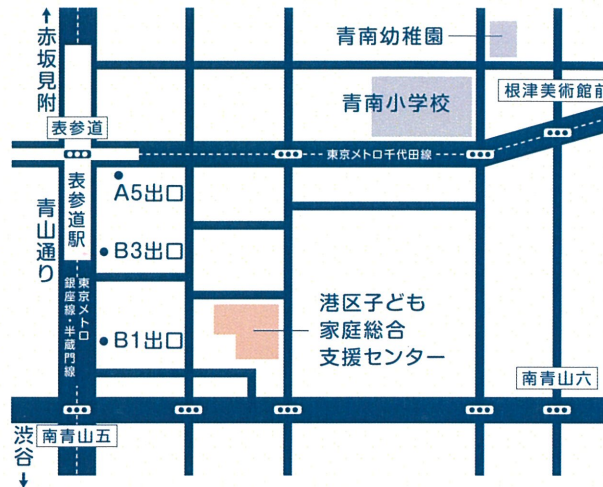
費用 無料



家庭相談担当 （配偶者暴力相談支援センター）

受付時間 月～金 8:30～18:00
土 8:30～17:00(予約制)
休 み 日、祝日、年末年始

案内図



相談・お問い合わせ

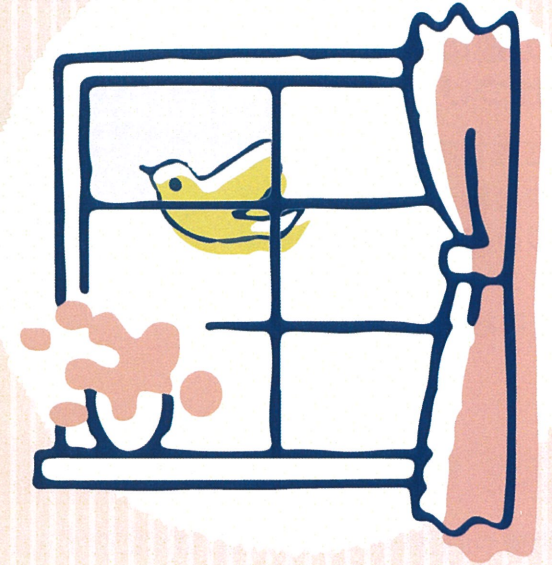
〒107-0062 港区南青山五丁目7番11号
港区子ども家庭総合支援センター
子ども家庭支援センター 家庭相談担当

港区子ども家庭相談ダイヤル
TEL 03-5962-7215
FAX 03-5962-7205



港区

家庭相談のご案内 （配偶者暴力相談支援センター）



家庭相談担当では、配偶者からの暴力、離婚問題、ひとり親に関する事等、家庭に関わる相談を受けます。秘密は守られますので安心してご相談ください。ひとり親家庭等を対象とした支援事業も行います。



DV被害で悩んでいませんか？

家庭相談担当では配偶者等からの暴力被害の相談を受けています。

配偶者・同居者・恋人・家族から身体的暴力や言葉の暴力を受けて、悩んでいませんか？一人で悩まずにぜひご相談ください。解決の方法を一緒に考えていきましょう。秘密は守られます。

その他の相談も受けつけています。

家庭内で発生する夫婦・親子や結婚・離婚等の問題をはじめ、職場の人間関係などについて、相談できます。まずはお電話ください。

まずはお話を聞かせてください。



離婚前後の弁護士相談

養育費や面会交流の取決め等、離婚に関することを弁護士に相談できます。(一人1回まで)

毎月第3水曜

①午後1時～

②午後2時～

③午後3時～

(一人1回45分)



あらかじめ予約が必要です。(当日不可)



ひとり親家庭 支援事業案内

いずれの事業も、要件・申込手順 など詳細はお問い合わせください。



ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学6年生までのお子さんがあるひとり親家庭に家事・育児の支援をする制度です。7:00～22:00までの間、一定の条件でご利用できます。所得によっては自己負担金があります。

東京都母子及び父子福祉資金貸付事業

一定の条件のもとに修学資金等を貸付ける制度です。窓口での貸付相談後、審査を経て決定となります。申請から入金まで1か月程度かかります。



裁判外紛争解決手続(ADR)利用助成

離婚後の養育費、面会交流等に関する取決めをするため、弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証事業者が実施する、「裁判外紛争解決手続(ADR)」の利用にかかる料金を助成します(上限5万円)。利用対象者の要件に該当する方が、対象となります。事前にご相談ください。

養育費保証利用助成

民間事業者(養育費保証会社)が実施する、「養育費の支払いを保証するサービス」を養育費の受取者が養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる初回保証料を助成します(上限5万円)。利用対象者の要件に該当する方が、対象となります。事前にご相談ください。



ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

職業能力開発のための講座を受講する方に、講座費用の一部を支給します。(事前の相談が必要です)費用の支給は、講座修了後になります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

修業年限1年以上の養成機関において看護師や保育士等の資格習得を目的として一定の課程を修業する方に生活費として月額10万円を支給します。(事前の相談が必要です)



港区面会交流コーディネーター事業

両親が離婚又は別居した後も、面会交流を通じて、引き続き子どもが両親のどちらとも関わることができる環境を作り、両親から愛されていることを実感することができるよう支援します。利用対象者の要件に該当する方が、対象となります。事前にご相談ください。